

# 和歌山県報

発行和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地毎週火、金曜日発行

**目 次** (取扱課室名) ページ

### 〇 告示

1102	和歌山県防災ヘリコプター運航管理業務に係る一般競争入札に参加す	する者に必	要な資	格	
誓		(災害	対策語	課)	. 1
1103	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害	<b>評福祉</b> 語	課)	. 3
1104	IJ.	(	"	)	. 3
1105	大規模小売店舗の変更の届出	(商工	1振興記	課)	. 4
1106	大規模小売店舗立地法による上富田町から聴取した意見の概要	(	"	)	. 5
1107	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除		(砂防語	課)	. 5
1108	IJ.		( "	)	. 5
1109	土砂災害警戒区域の指定		( "	)	. 6
1110	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定		( "	)	. 6
1111	II		( "	)	. 7
1112	公有水面埋立ての免許の出願	(港湾空港	<b>悲振興</b> 詞	課)	. 7
O 公台	=				
入札么	S.告	(災害	對策	課)	. 8

## 告 示

#### 和歌山県告示第1102号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の 調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県防災へリコプター 運航管理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように 定める。

令和6年12月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 一般競争入札に付する調達役務の名称等
  - (1) 調達役務の名称

和歌山県防災へリコプター運航管理業務(2の(4)及び(5)において「運航管理業務」という。)

(2) 調達役務の仕様等

和歌山県防災へリコプター運航管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

- (1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱(令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。)第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。
- (2) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業及び同条第21項に規定する航空機使用事業の許可を受けている者であること。

- (3) 航空法第20条第1項第3号若しくは第4号の認定を受けた事業場を保有している者、過去5年間でベル式412EPI型へリコプターの耐空証明を受けた実績がある者、又はベル式412EPI型へリコプターの整備 (保守・修理) 若しくは改造を実施した実績がある者であること。
- (4) 仕様書に定める操縦士等の有資格者を運航管理業務における運航要員及び代替要員として配置することができる者であること。
- (5) 仕様書に定める運航管理業務を遂行できる者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
  - ア 競争入札参加資格審査申請書
  - イ 事業概要調書
  - ウ業務実績調書
  - エ 役員等に関する調書
  - オ 法人にあっては、登記事項証明書
  - カ 個人にあっては、住民票
  - キ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税(延滞金等を含む。)の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
  - ク 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
  - ケ 個人にあっては、在住市町村が課する個人住民税に未納がないことを確認できる納税証明書
  - コ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計 算書又はそれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
  - サ 2の(2)から(5)までに掲げる要件を満たしていることを証する書類の写し
  - シ 作業実施計画書
  - ス 誓約書
- (2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発効後3か月以内の原本又はその写しに限る。
- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって(1) のイからコまでの書類に代えることができる。
- (4) (1) のアから工まで、シ及びスに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、 和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は令和6年12月10日(火)から同月27日(金)までの和歌山県 の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休 日」という。)を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で配布を行う。
- (5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年12月10日(火)午前9時から同月27日(金)午後5時30分までの間に和歌山県危機管理部危機管理局災害対策課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和6年12月10日(火)から令和7年1月10日(金)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参、電子メール又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和7年1月10日(金)午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県危機管理部危機管理局災害対策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

なお、和歌山県物品・役務電子調達システム(https://www.ebidl-wakayama.jp/eg-web/bidPortal/po rtal?init)から資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により令和7年1月27日(月)までに通知する ものとする。

- 8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
  - (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めること ができる。
  - (2) (1) の説明は、令和7年2月4日(火)午後5時30分までに書面により求めるものとする。
  - (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
  - (4) 説明を求めた者に対しては、令和7年2月7日(金)までに書面により回答するものとする。
  - (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。書留郵便により提出する場合の宛先は、次のとお りとする。
    - ア 宛先の名称

和歌山県危機管理部危機管理局災害対策課

イ 宛先の所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2262

ファクシミリ番号 073-422-7652

e-mail e0903001@pref.wakayama.lg.jp

#### 和歌山県告示第1103号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定 したので公示する。

令和6年12月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
	児童発達支援センターさくらん ぼ園		保育所等訪問支援	社会福祉法人桜樹	有田市山地字中ノ瀬 18番地	令和 6.12.1

#### 和歌山県告示第1104号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定 したので公示する。

令和6年12月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3051300	ここから	伊都郡かつらぎ町	放課後等デイサー	株式会社PROgre	伊都郡かつらぎ町妙	令和
097		妙寺126-35	ビス	ss	寺126-35	6.12.1

#### 和歌山県告示第1105号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模 小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2) 連絡先の電話番号(3) 大規模小売店舗の名称(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和6年12月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オー・ストリート橋本彩の台

和歌山県橋本市あやの台一丁目50番3外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規

東京都品川区南大井六丁目22番7号

- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規

東京都品川区南大井六丁目22番7号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 縦覧図書記載のとおり

(変更後) 縦覧図書記載のとおり

4 変更年月日

令和6年9月1日

5 変更した理由

設置者及び小売業者の変更のため

6 届出年月日

令和6年11月15日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県伊都振興局地域づくり部地域づくり課(橋本市市脇四丁目5番8号)

橋本市経済推進部産業振興課(橋本市東家一丁目1番1号)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和6年12月10日から令和7年4月10日まで 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第1106号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により上富田町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和6年12月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 紀州 木の街 南紀の台よってってヒルズ

和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台909番143外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和6年和歌山県告示第722号

3 意見の概要

住民意見を尊重するとともに、店舗の設置場所が郊外ではなく住居が隣接している立地環境から、悪臭・日陰・騒音等については環境に負荷を及ぼさないよう十分配慮し、また、営業時間や交通の安全面についても営利第一主義ではなく、周辺環境へ及ぼす影響を考慮の上、対処願いたい。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県西牟婁振興局地域づくり部地域づくり課 (田辺市朝日ヶ丘23-1)

上富田町振興課(西牟婁郡上富田町朝来763番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和6年12月10日から令和7年1月10日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第1107号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項 及び第9条第9項の規定により、令和元年9月24日付け和歌山県告示第498号で指定した次の土砂災害警戒区 域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和6年12月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称 宮脇 (I-721)
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1108号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成22年6月4日付け和歌山県告示第631号、平成23年1月21日付け和歌山県告示第93号、平成23年11月18日付け和歌山県告示第1217号、平成27年2月24日付け和歌山県告示第169号、

平成27年3月20日付け和歌山県告示第287号、平成28年3月18日付け和歌山県告示第270号及び平成28年11月 15日付け和歌山県告示第1306号で指定した次の十砂災害警戒区域及び十砂災害特別警戒区域の指定を解除 する。

令和6年12月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

下村(I-871)、東番(I-878)、修理川(I-3776)、吉見宮ノ口(2) (Ⅱ-3214)、楠本・楠本 (Ⅱ-3440)、宮川尾端(1) (Ⅱ-3482)、下六川ヲトシ(Ⅲ-1635)

3 十砂災害警戒区域及び十砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び有田振興局建設部 並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1109号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」 という。) 第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和6年12月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 十石流
- 2 土砂災害警戒区域の名称

長坂谷川左支渓 (1-343-2-903)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び伊都振興局建設部 並びに九度山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1110号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」 という。) 第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒 区域として指定する。

令和6年12月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 2 十砂災害警戒区域及び十砂災害特別警戒区域の名称 宮脇 (I-721)
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1111号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年12月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

下村(I-871)、東番(I-878)、修理川(I-3776)、吉見宮ノ口(2)(Ⅱ-3214)、楠本・楠本(Ⅱ-3440)、宮川尾端(1)(Ⅱ-3482)、下六川ヲトシ(Ⅲ-1635)

- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図書のとおり
- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1112号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第3条第1項の規 定により、次のとおり告示し、その関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、和歌山下 津港湾事務所及び和歌山市役所に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山下津港港湾管理者和歌山県代表者和歌山県知事に意見書を提出することができる。

令和6年12月10日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県 代表者 和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 埋立免許出願人
  - (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
  - (2) 名称 和歌山県
  - (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
  - (4) 代表者氏名 和歌山県知事 岸本周平
- 2 埋立区域
- (1) 位置

和歌山県和歌山市築港五丁目19番並びに六丁目21番及び22番1の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点と9の地点までを順次に直線で結んだ線及び9の地点と1の地点とを直線

で結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「和歌山下津港」四等三角点)

北緯 34度12分32.4690秒

東経 135度08分29.6800秒

1の地点 基点から26度51分11秒 1,465.85mの地点

2の地点 1の地点から352度55分51秒 0.22mの地点

3の地点 2の地点から307度21分37秒 0.76mの地点

4の地点 3の地点から330度08分44秒 1.45mの地点

5の地点 4の地点から60度07分04秒 198.35mの地点

6の地点 5の地点から93度25分25秒 1.45mの地点

7の地点 6の地点から171度08分03秒 0.76mの地点

8の地点 7の地点から126度33分48秒 0.76mの地点

9の地点 8の地点から172度09分39秒 0.17mの地点

(3) 面積

 $468.24\,\text{m}^2$ 

- 3 埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 位置

和歌山県和歌山市築港五丁目19番並びに六丁目21番及び22番1の地内及び地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、アの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びカの地点とアの地 点とを直線で結ぶ線により囲まれた区域

基点 (国土地理院「和歌山下津港」四等三角点)

北緯 34度12分32.4690秒

東経 135度08分29.6800秒

アの地点 基点から26度01分49秒 1,418.29mの地点

イの地点 アの地点から330度07分55秒 86.46mの地点

ウの地点 イの地点から60度07分56秒 301.29mの地点

エの地点 ウの地点から150度08分40秒 115.93mの地点

オの地点 エの地点から239度39分31秒 251.65mの地点

カの地点 オの地点から330度42分50秒 28.79mの地点

(3) 面積

33, 358. 44 m<sup>2</sup>

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 公有水面埋立免許願書の出願年月日

令和6年10月21日

## 公 告

#### 入札公告

和歌山県防災へリコプター運航管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定 役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

令和6年12月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 調達役務の名称

和歌山県防災ヘリコプター運航管理業務

(2) 調達役務の内容

和歌山県防災へリコプター運航管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 調達役務の実施場所

調達役務の実施場所は、次のとおりとする。ただし、運航及び防災へリコプターに搭乗して行う整備点検並びに県の指示により整備工場等において行う整備点検業務及び訓練業務においては、この限りでない。

ア 名称 和歌山県防災航空センター

イ 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町3031番地56

(4) 調達役務の期間

令和7年4月1日 (火) から令和12年3月31日 (日) まで

(5) 最低制限価格

無

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和6年和歌山県告示第1102号に規定する和歌山県防災ヘリコプター運航管理業務に係る一般競争入札 参加資格を有すること。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

和歌山県危機管理部危機管理局災害対策課(以下「災害対策課」という。)

(2) 期間

令和6年12月10日(火)から令和7年1月27日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時30分まで

- 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等
  - (1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書に対して質問のある者は、令和6年12月10日(火)午前9時から同月27日 (金) 午後5時30分までの間に災害対策課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

質問の宛先は、13の(1)に示すとおりとする。

- 5 一般競争入札執行の場所及び日時等
  - (1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
    - ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館2階 205号室

イ 入札日時

令和7年1月28日(火)午前11時

- ウ 開札場所
  - アに同じ。
- 工 開札日時
  - イに同じ。
- (2) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和7年1月27日(月)午後5時30分までに災害 対策課に必着するように行わなければならない。
- 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。
- 8 契約保証金に関する事項
- (1) 契約を締結する者は、契約金額(入札金額をいう。)の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。
- 9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の 停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、 無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、災害対策課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落 札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを 引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない災害対策課の職員にくじを引 かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1) に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- 11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

- 13 その他
  - (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

災害対策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2262

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0903001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達役務についての調達手続の停止等があり得る。
- 14 Summary
  - (1) Nature and quantity of the services to be required:

Disaster prevention helicopter flight management operation in Wakayama prefecture

(2) Time limit for tender:

11:00 a.m. 28 January 2025 (Deadline for bids submitted by mail: 5:30 p.m. 27 January 2025)

(3) Contact point for the notice:

Disaster Countermeasures Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2262

FAX 073-422-7652

e-mail e0903001@pref.wakayama.lg.jp